

2022年5月10日 第128号

発行 電機・情報ユニオン

〒142-0043 東京都品川区二葉

2-20-8染野ビル2F

Tel03-6421-5323、Fax03-6421-5324

Email: denkiunion@gmail.com

電機・情報ユニオン

雇用と地域を守る活動強化を

日立リストラ茨城対策会議第2回総会

日立リストラ茨城対策会議（以下、対策会議）は4月17日（日）、ひたちなか市内で第2回総会を開催し、29名が参加しました。

やさしく強い経済をつくろう

主催者あいさつで、白石勝巳代表委員（茨城労連議長）は、コロナ禍での県内の医療体制と事業者への支援に触れ、現場と住民の声を反映した対策が求められていることを指摘し、日立リストラ対策会議にも共通する課題として、ハラスメントの防止・根絶の取り組みを呼びかけました。

連帯あいさつで、日本共産党の上野高志県委員長、福田明地区委員長は、ロシアの軍事侵略への抗議と即



4月17日（日）講演する米田委員長

時撤退を求める行動、コロナまん延下での格差と貧困の是正、正社員があたりまえ、8時間働けば普通に暮らせる社会、最低時給1500円の実現でやさしく強い経済をつくろうと訴えました。

うぶすな法律事務所の飯田美弥子弁護士は、総選挙での自身の候補者活動を紹介し、憲法と労働法を知恵として活用した力を発揮してほしいと呼びかけました。日立関連労働者懇談会の名雪史也副代表は、リモートワーク、ジョブ型雇用へのリスクや不安、モノづくりに現場の混乱などの職場実態を報告しました。

ジョブ型リストラ国際労働基準で対抗しよう

米田委員長は、電機産業での64万人におよぶリストラ策とその実態を報告し、その先陣を切っているのが日立であることを指摘し、常時、黒字、個別リストラからジョブ型リストラ策に繋がるとして、富士通が直近で強行した3000人ジョブ型リストラの事例をあげ、国際労働基準にそった労働組合運動、職場活動を提起

しました。

労働者の権利と地域を守るために活動の拡大を

休憩をはさみ、総会議案が提案され、4名の会場発言がありました。

宇田貴子ひたちなか市議は、昨年3月のルネサス那珂での工場火災での市消防本部への聞き取り調査、市長への要請、現場調査の申し入れの取り組みを報告し、「労働者の安全と健康、周辺地域住民の安心を最優先にした職場改善を求め、議会の中でも必要な問題を取り上げていきたい」と強調しました。

千葉達夫日立市議から「ジョブ型雇用における人材育成は、自治体でも資格取得の助成を行っているが、本来は会社がやるべきではないか」と質問が出され、米田委員長は「国際労働基準では、ジョブ型でも企業が責任をもって労働者を教育する必要があるとして、自治体と企業がいっしょに資格取得などの助成に取り組む提案型の運動が求められている」と回答しました。日立OBは「基調報告の

ジョブ型の話を聞いて、こんなに働き方が変わってきたのかとびっくりした。自己責任の働き方で労働者の命と暮らしは守れないと実感した」と、他の日立OBは「現職時代、日立は労働者を監視・支配・弾圧し、街まで支配した。労働者の権利は何もなかった。今日学んだことを力に労働者の権利と地域を守るために対策会議でいっしょにがんばっていきたい」と述べました。第2回総会は、一昨年11月28日の結成以降の活動を総括し、運動方針の確認と新役員を選出し、活動をさらに拡大していく決意を固められました。（茨城支部書記長堀啓一）

第128号の紹介

- 1面 日立リストラ茨城対策会議第2回総会
- 2面 三菱女性のたたかいを支援する集会
米田委員長メッセージ103
- 3面 第4回伊草さんを支援する会総会
- 4面 第93回メーデー
あとがき

三菱電機女性のたたかいを支援する集会を地元で開催

電機・情報ユニオン神奈川県支部と鎌倉労連は4月16日(土)、三菱電機女性の実態を知り、たたかいを支援する集会を深沢生涯学習センター(鎌倉市)で開催しました。

集会には、地元の鎌倉労連の組合員、かながわ女性センター、三菱電機OBなど、42名が参加しました。

鎌倉工場の門前宣伝に 大きな反響

主催者あいさつで、鎌倉

労連の戸塚議長は、1月の幹事会に電機・情報ユニオンから三菱電機女性の人権侵害が鎌倉工場で行われていた実態の説明を受け、地元からの協力を要請されたこと、鎌倉工場の門前宣伝など、この間の経過を話されました。

日本共産党の吉岡和江鎌倉市議会議員団長は、3月2日の三菱電機鎌倉工場門前宣伝への参加を報告し、「コロナ禍で多くの社員が不安を抱え出勤する姿が印

象的。この工場でこのような人権蹂躪が起きていることを知らせるために懸命に訴えた。これからもみなさんと一緒に力をあわせて闘っていききたい」と話されました。

神奈川県労連の山田浩文事務局長は「20数年前に行った争議支援の行動以来、3月2日の鎌倉工場の門前宣伝に参加した。出社する人たちも多く、ビラも多くの人に受け取られた。ネットやマスコミの影響もあつて

多くの社員が関心を示していることがわかった」と話されました。

地元での運動を 広げていこう

電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長は、

鎌倉工場に設置された女性労働者Aさんに対する「監視部屋」や「女子トイレの監視カメラ」による人権蹂躪の実態をプロジェクトを用いて告発しました。参加者から、団体交渉で

の交渉経過や会社への要求内容などの質問が出されました。

Aさんは、パワハラを受けた時期から今日まで人権侵害を受けてきた経過を報告し、たたかう決意と支援を訴えました。

最後に主催団体の鎌倉労連、電機・情報ユニオン神奈川県支部は「支援連絡会を地元を中心にして結成し、運動を拡げていきたい」と訴えました。

(神奈川県支部委員長 中村 由紀子)

日立で70歳までの就業確保の法令順守を求める 米田委員長メッセージ

103

4月26日、電機・情報ユニオンは、日立で働く電機・情報ユニオン組合員の村田光裕さんとともに厚労省に對する要請(レクチャー)を行いました。

村田さんは、2022年4月30日で65歳までの再雇用契約が終了することから、64歳時の雇用契約書にサインする際に、「私は65歳以上でも働き続けたい」の旨を伝えていました。

日立からでなく、出向先の上司(部長)から突然「65歳以上の契約はない」と言い渡されたことにより、70歳までの就業確保が大問題に浮上しています。

3月25日に行った第8回三者(全労連、東京地評、電機・情報ユニオン)共同省庁要請行動で、「改正高年齢者雇用安定法において、70歳までの就業確保が努力義務となっている」ことでの要請を行いました。

しかし、日立は4月21日の団体交渉で、「改正高年齢法は努力義務」であり、「4月30日で雇用契約は終了する」と通告してきました。

4月23日には、神奈川県労働局に個別紛争解決を申し出るし、4月26日の厚労省レクチャーでは、厚労省職業安定局高齢者雇用対策課の担当者に対し、「日立は経団連前会長も出した日本を代表する大企業

で、「法令遵守」を日立が掲げながら、この法律の趣旨に沿って70歳まで就業確保できないなら、どの企業もできない」と訴えました。

レクチャーでは、「改正高年齢法第17条」は義務(「解雇等により離職する離職させる場合」には、本人の希望を聞き、「再就職の援助」「求職活動支援書の作成・交付に係る義務」となっていることが明らかになりました。

4月27日には東京労働局へ申出の要請を行いました。

翌28日には団体交渉を実施し、団交終了後には神奈川県労働局に再度の申出と要請。



村田さんは、現在、年休権も行使して、70歳までの再雇用を求めて闘っています。

伊草さん 同期同学歴の処遇で職場復帰を

NECの不当解雇とたたかう伊草さんを支援する会は4月9日(土)、第4回総会を東京都南部労政会館第5、第6会議室とリモートで開催しました。

NECOBの松平晃さんによる春の歌メドレーのトランペット演奏でスタート。

たたかいで成長 伊草さん

主催者あいさつで藤田実代表(桜美林大学教授)は「若い伊草さんは、たたかいのなかで大きく成長して勝利判決を勝ちとりました。」



4月9日(土) 第4回伊草さんを支援する会総会

たいへん嬉しい思いです。解雇の金銭解決制度の導入が狙われているとさだからこそ、伊草さんの職場復帰を実現して全国の労働者を励まそう」と呼びかけました。



4名の来賓から 熱いメッセージ

全労連の仲野智常任幹事は「会社が伊草さんの復職をどのように行うのかを労働組合、社会は注目している。ハラスメントのない職場を、解雇の金銭解決の企業を許さない闘争とともに取り組む」と述べられました。



東京地評の荻原淳議長は、伊草さんが先日の東京地評幹事会で、「これか



らは、苦しんでいる労働者を助ける側にまわる」と発言したときに大きな拍手が起ったことを紹介し、「東京地評は今後も、伊草さんの復職にむけて奮闘していく」と述べられました。神奈川労連の山田浩文事務局長は「たたかい続けること、ま



ともな労働運動は大事。三菱電機でのたたかい、アスベスト裁判、箱根タクシーでのたたかいで貴重な成果が出ている。伊草さんが職場に戻り、まともな労働組合づくりの先頭にあってもらいたい」と述べられました。



日本共産党の畑野君枝前衆議員は「伊草さんの奮闘とその行動は、多くの人たちを激励しています。NECは行動規範で国際労働基準を守る」と宣言しています

が、伊草さん不当解雇事件で酷い職場実態が明らかにになりました。勝利判決を楨にして、職場復帰を実現させよう」と述べられました。

伊草勝利判決の意義は大きい



伊草さんを支援する会の森英一事務局長は第4回総会議案に基づいて、コロナ下の悪条件にもかかわらず、月例門前宣伝、裁判闘争、争議行動、団体交渉などを積み重ねて画期的な勝利判決を勝ちとったことを報告し、「伊草さんを同期同学歴の処遇で職場復帰させ、伊草争議の全面解決を勝ちとる」ことを強調しました。川崎合同法律事務所の前川岸卓哉弁護士は、伊草さんの勝利判決の意義を解説し、「伊草さんにとどまらない重大な現代的問題に対して、裁判所は司法としての矜持を示し、司法が長年『労働者保護』を掲げて築き上げ



てきた『解雇規制法理』を守り、企業の新たな首切り手法を断じるとともに、労働者のための休職制度を守つた意義は大きい」と強調しました。

運動を強め

伊草争議の全面解決を



決意表明に立った伊草貴大さんは「全国の労働者を励ます解雇無効判決を勝ちとれて嬉しい。休職制度を悪用した解雇、障がい者差別は許さない。現在は復職時の労働条件を決めるための交渉を行っています」と決意を述べました。



閉会あいさつで、電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長は「伊草さんを同期同学歴の処遇で復職させたい。伊草争議の全面解決を求めて運動を強めていきます。いっそうのご支援をお願いします」と訴えました。